

独立監査人の監査報告書の透明化（監査上の主要な検討事項「KAM」の導入）

平成 30 年 11 月 30 日

ひびき監査法人

1. はじめに

金融庁・企業会計審議会監査部会から 2018 年 7 月 5 日に公表された「監査基準の改訂に関する意見書」において、監査人に対して「監査上の主要な検討事項」を監査報告書に記載することが義務付けられた。実際の適用時期は、2021 年（平成 33 年）3 月決算の監査からであるが、2020 年（平成 32 年）3 月決算の監査から早期適用も認められている。また、日本公認会計士協会はこれを受け、2018 年（平成 30 年）10 月 19 日に監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」等の公開草案を公表した。

「監査上の主要な検討事項」の監査報告書への記載の意義は、監査の透明性を向上させ監査報告書の情報価値を高めることである。これにより、

- 財務諸表利用者に対して監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることで、監査の信頼性向上に資すること
- 財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに、経営者との対話が促進されること
- 監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の間のコミュニケーションや、監査人と経営者との間の議論を更に充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながる事等々の効果が期待されている。

2. 「監査上の主要な検討事項」について

① 監査報告書における位置付け

財務諸表監査における監査報告書は、監査人と財務諸表利用者を結ぶ唯一の接点であり、監査人からのメッセージを財務諸表利用者に伝達する唯一のコミュニケーション手段である。監査人と財務諸表及び監査報告書の利用者との間に存在する情報ギャップ（期待ギャップ）及びコミュニケーション・ギャップを解消するという観点から、監査報告書、とりわけ無限定適正意見の付された監査報告書に、二重責任の原則のもとどのような情報を追加すれば、監査報告書のコミュニケーション価値が高まり、財務諸表の質の改善に貢献しうるかが考察されてきた。今回の監査基準の改訂により、監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、財務諸表利用者に対し、監査人が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査報告書における監査意見の位置付けを変更するものではない。このため、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査意

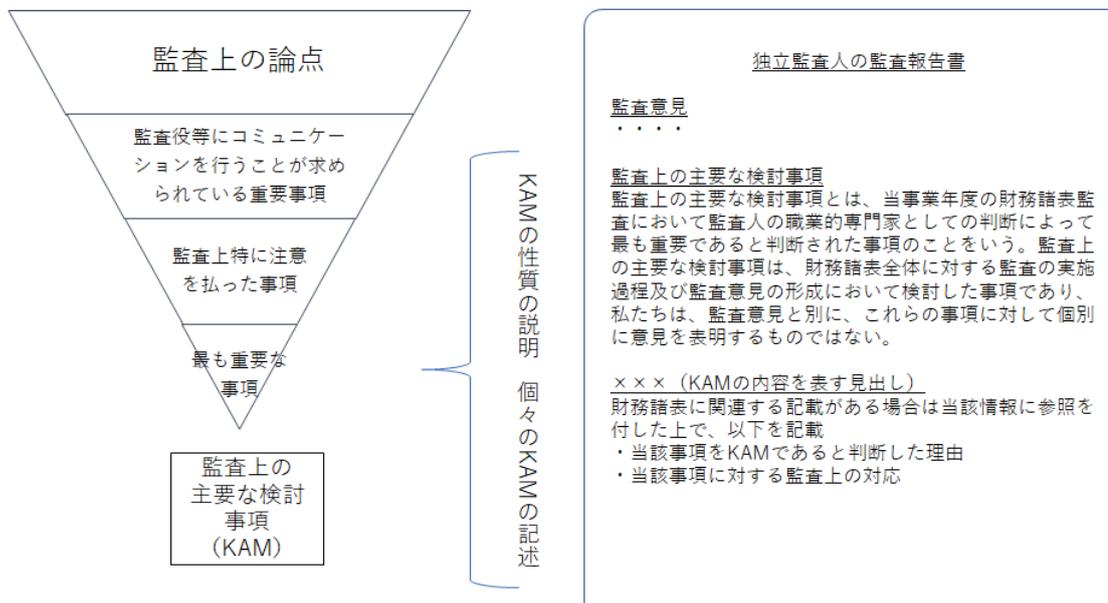
見とは明確に区別しなければならない。

② 「監査上の主要な検討事項」の決定

監査上の主要な検討事項は、監査人が監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、下記の点などを考慮した上で特に注意を払った事項を決定し、当該決定事項の中からさらに、当年度の財務諸表監査において職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、決定することとなる。

- 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
- 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響

監査人は、リスクアプローチに基づく監査計画の策定段階から監査の過程を通じて監査役等と協議を行うなど、従来に増して適切な連携を図ることが求められており、「監査上の主要な検討事項」は、そのような協議を行った事項の中から絞り込みが行われ、決定されるものである。



③ 「監査上の主要な検討事項」の記載

「監査上の主要な検討事項」は、監査報告書において区分を設け、関連する財務諸表に開示（財務諸表本表及び注記事項）がある場合は参照を付した上で、以下を記載することが求められている。

- 「監査上の主要な検討事項」の内容
- 監査人が「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由

●監査における監査人の対応

「監査上の主要な検討事項」の記載に当たっては、個々の会社の監査の固有の情報を記載することが想定されていることに留意が必要である。個々の会社ごとにテーラーメイドで作成する監査報告書への転換を図るものである。また、財務諸表利用者にとって有用なものとなるように、監査人は、過度に専門的な用語の使用を控えて簡潔かつ理解可能なように分かりやすく記載するよう留意することが必要である。

3. 「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係

監査人が「監査上の主要な検討事項」の記載に当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。その際、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待されている。また、取締役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待されている。この結果、未公表の情報を不適切に提供することにならないよう、それぞれの当事者が役割を踏まえて行動することが必要である。

多くの場合、これらの協議により開示上の問題は解消すると思われるが、経営者及び監査役等との協議を踏まえて会社が追加的な情報を開示しないときの監査人が取るべき対応として、監査人は、「監査上の主要な検討事項」の記載により企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、「監査上の主要な検討事項」として記載するのが適切であるとされている。

また、財務諸表利用者に対して、監査の内容に関するより充実した情報が提供されることは、公共の利益に資するものと推定されることから、「監査上の主要な検討事項」と決定された事項について監査報告書に記載が行われない場合は極めて限定的であると考えられている。

さらに、このような場合の監査人の守秘義務との関係について、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、公認会計士法と監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当すると整理されている。

日本企業は、会計基準や規則等に明示的に注記することが定められているから開示するという感覚が強いように思われる。欧米の企業は、開示しないよりも開示したほうがリスクヘッジになると考えているように思われる。後になって、なぜ、あの時に開示しなかったかと言われるよりは、進んで情報を出してしまおうという姿勢があるが、日本企業にはルールに定められたものを最低限に開示するのが良いという風土があり、一般に情報開示を消極的に行う傾向が見受けられる。「監査上の主要な検討事項」の導入は、日本企業が一皮むけるきっかけになればと考えている。

4. 「監査上の主要な検討事項」(以下「KAM」という。) 試行結果について

日本公認会計士協会は、KAMの導入に当たって、2017年11月に大手監査法人4法人を含む7法人の26社の監査チームの参加を得て、KAMの導入の試行を行った。その概要を紹介する。

試行は、すでに終了した事業年度2016年12月期または2017年3月期に終了した事業年度の監査を対象として、国際監査基準(以下「ISA」という。)701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」をベースに、KAMのドラフトを作成することである。試行の実施時期は、2017年8月下旬～10月初旬までと、1ヶ月半程度の短期間で行われた。

試行の対象となった会社は、連結売上高が1兆円を超える会社が12社(46%)含まれており、全上場会社の売上高分布(1兆円を超える会社は4%程度)に比べると、大規模な会社に分布が偏っていることがわかる。また、採用した会計基準も、米国会計基準または国際会計基準(以下「IFRS」という。)採用会社が9社(35%)となっており、全上場会社の米国会計基準またはIFRS採用会社の割合(4%程度)と比べると多いという特徴がある。

26社の監査チームから提出されたKAMの総数は68個であり、1社当たり平均2.61個という結果となっている。また、「選定されたKAMの領域別分布」をみると、下記の表1のとおり、ほとんどが会計上の見積りに関連していることがわかる。これは、先行してKAMを導入している海外の国の傾向と共通しており、現在の財務諸表監査において会計上の見積り項目にかかわる不確実性が高まり、その重要性が増していることが影響していると思われる。

KAMとして選定した理由としては、①財務諸表に与える金額的重要性が高い、②財務数値の算定プロセスの複雑性、③財務数値の算定に将来事象に係る経営者の意思や主観的判断の影響を大きく受ける要素が含まれる等が挙げられている。

選定されたKAMの領域別分布(表1)

領 域	個 数
資産(のれん以外の固定資産)の減損	18
企業結合に関する会計処理、のれんの計上及び評価	17
引当金・資産除去債務・偶発債務	14
収益認識(工事進行基準、期間帰属他)	9
資産の評価(公正価値測定を含む)	8
税金計算(繰延税金資産の回収可能性を含む)	4
専門的で複雑な計算を伴う準備金(会計上の見積り)	3
連結範囲	1
財務報告に関連するIT情報システム	1

(注) 1個のKAMに複数の内容を併せて記載しているものがあるため、KAMの総数より多い。

また、未公表の情報の取扱いは、試行において監査人と会社の双方から検討の必要な論点に挙げられていた。「KAMの記載と会社の開示状況」を要約したのが下記の表2である。

KAMの記載と会社の開示状況との関係 (表2)

	合計	会計基準別内訳	
		日本基準	米国会計基準・IFRS
a. 監査対象の財務諸表に記載されている情報に基づき、当該会社の監査に固有の状況を記載できた。	39 (54.9%)	13 (31.7%)	26 (86.7%)
b. 財務諸表に開示のない情報ではあるが、会社が公表している情報を利用して、当該会社の監査に固有の状況を記載できた。	10 (14.1%)	8 (19.5%)	2 (6.7%)
c. 当該会社の監査に固有の状況を記載しようとする、会社の未公表の情報を記載せざるを得なかった。	20 (28.2%)	18 (43.9%)	2 (6.7%)
d. その他	2 (2.8%)	2 (4.9%)	0 (0%)
合計 (注: 複数選択した回答があったため、KAMの合計数と一致しない。)	71 (100%)	41 (100%)	30 (100%)

米国会計基準またはIFRSに基づき財務諸表が作成されている場合は、「a. 財務諸表に記載されている情報に基づきKAMの記載が可能であった」との回答が86.7%であるのに対し、日本基準による場合は、31.7%と開示情報が不足しておりKAMの記載に苦労したことが伺える。日本基準により財務諸表が作成されている場合は、「b. 財務諸表以外で会社が開示している情報を利用した」との回答が19.5%、「c. 監査に固有の状況を記載しようとする、会社の未公表の情報を記載せざるを得なかった」との回答は43.9%とかなりの割合を示しており、米国会計基準やIFRSを採用している企業に比べて高く、会計基準による差が明確にあらわれる結果となっている。つまり、米国会計基準やIFRSの場合、KAMの記載について約9割が困難と感じる状況はなかったのに対し、日本基準の方は約4割が困難な状況を感じたという回答になっている。この原因として、日本基準のもとでは、資産の減損やのれんの評価の基礎となる経営者の見積りに関する開示情報が少ないことが挙げられる。また、未公表の情報の内容については、センシティブな情報に該当するとの回答が3割、該当しないとの回答が4割、不明(未回答)が3割であったと報告されている。企業が開示していないセンシティブな情報はかなり限られており、必ずしも未公表な情報が全てセンシティブな情報とは言えないものと思われる。

現在の日本基準では、例えば財務諸表等規則第8条の5において、「この規則において特に

定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない」とされているなど、追加情報の注記について規定されている。しかしながら、日本企業はルール・ベースであり、決められていることは開示するが決められていないことを記載するのに慣れていない傾向が見られる。この試行の結果から、日本でKAMが導入された場合、現在のままでは、未公表の情報に触れる可能性が高いものと思われる。監査人が、記載すべき未公表の情報があれば、その旨を企業に説明し、その情報を開示してもらうというよりKAMを有価証券報告書の開示を参照して記載できるように、例えば、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2018年6月28日）で議論されている有価証券報告書の定性的情報における「経営戦略・ビジネスモデル」、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（MD&A）」、「リスク情報」等の開示環境を、まずは企業サイドが整えていくことが必要と考える。

英国においては、財務諸表利用者に向けた監査報告書の見直しは2007年頃から始まった。2008年のリーマン・ショックの発生によりその動きはさらに高まり、監査報告書のKAMの記載は、ロンドン証券取引所のプレミアム・リスティングに上場している会社の2013年12月期の監査から適用が開始された。英国の特徴は、上場企業のコーポレート・ガバナンス・コードや財務報告開示制度全体の見直しの一環として監査報告書の改革が行われたことである。英国における見直しは、経営者による非財務情報を含めた開示の充実、監査委員会による経営者や監査人に対するモニタリングの状況に関する報告の導入などと並行して行われた。すなわち、当該監査報告書改革は、単に監査人の問題としてではなく、企業のコーポレート・ガバナンスへの貢献が期待される監査委員会の監査報告書の記載内容、およびその前提となる監査委員会の活動に関するガイドラインも見直しが行われた。監査人は独立的な立場からいかなる虚偽表示リスク等を識別し、いかなる監査対応を行ったのかをKAMとして記載する。一方、監査委員会は、ガバナンスの観点から、同じ問題についていかなる評価を行い企業内でいかに対応したかを監査委員会の監査報告書に記載するのである。

KAMの趣旨を達成するための課題

今回の試行の目的は実務上の課題を抽出するということであったため、試行に参加した監査チームと被監査会社の経営者（CFO等）および監査役等にアンケートを実施しており、監査チームによりドラフトされたKAMとともに回答された課題と考えられる事項の主なものは以下のとおりである。

① 会社からの回答

- ・ KAMは、監査法人の職業的専門家としての判断により記載されるものであり、判断基準が明確でない。
- ・ 監査人サイドから見た記載ぶりが、会社側からすると事業上のリスクをいわずらに高く見せることに繋がる懸念があり、その妥結点を探ることが困難と感じる。

- ・ KAMの制度趣旨（KAMは会社の弱点ではない旨）の理解の浸透
- ・ 会社の未公表の情報に関する取り扱い(株主代表訴訟上の責任の帰属の検討を含む)
- ・ KAMに関する株主総会やIR等における説明責任
- ・ 会社と監査人の意見が相違した場合の整理
- ・ 開示制度・開示基準の見直し
- ・ 会社法監査への影響、監査役等の責任の明確化（監査役等と経営者との間の意見相違が生じた場合の対応、「統治責任者」の範囲等）
- ・ 監査人の保身・自己満足にならないように、過度に保守的な内容としないためのルール作り

② 監査人からの回答

- ・ 財務諸表利用者が容易に理解できるよう簡潔な表現にまとめることを心掛ける一方で、誤解を与えることのないよう、正確な表現にしなければならず、そのバランスをとることが困難であった。
- ・ 日本基準で必要とされている開示内容が限定されているため、KAMの内容としてどの程度の記載とすることが適切かを判断することが困難であった。
- ・ KAMの具体的な内容について記載を行う上で、会社の非公表の情報を記載することの可否について、会社側との議論が必要であり、KAMの確定までに会社側の開示内容の加筆・修正を促すことに、困難さを感じた。
- ・ 日本の文化的背景を考慮した、実効性のある導入のための検討、IRなど企業活動への影響への配慮
- ・ 開示基準の拡充・整備等（有価証券報告書の経理の状況以外のセクションを含む）
- ・ KAMに記載していなかった事象が、後日顕在化したことによる監査人の責任
- ・ 開示（注記）の監査の充実
- ・ KAMの個数や記載レベルについて、同業他社と足並みをそろえてほしいという要望に対する懸念
- ・ 経営者及び監査役等のKAMを含む監査への理解
- ・ 制度理解を深める必要があり、十分な準備期間が必要

また、試行の結果を踏まえて趣旨達成のための課題（成功要因）として下記の事項が報告されている。

- ・ KAMの趣旨の理解の確立・浸透
- ・ より良い監査報告にするためには、各ステークホルダーの意識改革が必要
 - ✓ 継続的な環境整備
 - ✓ 監査人（監査報告書の利用者に監査に関する有意義な情報を提供するという意識の徹底）
 - ✓ 会社（開示や監査に対する前向きな対応姿勢）
 - ✓ 利用者（KAMを含む監査報告書及び財務報告の適切かつ的確な利用）

5. 「監査上の主要な検討事項」の会社法上の監査報告書における取扱い

現行の会社法上の監査報告書でも「監査上の主要な検討事項」を任意で記載できることとなっているため、会社法監査でも金融商品取引法監査と同じ監査報告書が提出されるように制度上で担保することが望ましいが、会社法における事業報告等と金融商品取引法における有価証券報告書では、開示内容に違いがあり、提出時期も違うことから、何の調整も行わず会社法上の監査報告書に「監査上の主要な検討事項」を導入するのは難しい。また、会社法監査と金融商品取引法監査は、同時並行的かつ一体的に行われている。会社法監査の場合、監査役等は「会計監査人の監査の方法と結果の相当性」について判断を下すので、「監査上の主要な検討事項」の対応をどのように評価したかということも当然に含んだ上での判断が求められているものと思われる。

6. おわりに

「監査上の主要な検討事項」の記載がボイラープレート（紋切り型・定型）化しないようにすることが何よりも重要である。そのためには、監査人のみならず、企業の経営者、監査役等並びに財務諸表利用者が今回の監査基準改訂の趣旨をよく理解し、それぞれの立場において「監査上の主要な検討事項」の実務の発展に取り組むことが何よりも重要である。

日本の社会は、横並び意識が強く、他と変わったことを取り入れるのを控えるという特色があると思われる。そのため、財務諸表利用者は、最初から完璧な制度運用を求めていないと思われる。当初はボイラープレートの記載になるのもやむを得ないが、一旦、開示されるとその開示をもとに財務諸表利用者と経営者や企業との対話が促進され、企業の中にビルトインされて、経営者、監査役等及び監査人でこれまで以上の深度をもってコミュニケーションが行われることとなる。

その結果、開示慣行の見直しが検討され、監査報告書のコミュニケーション価値及び目的適合性を高め利用者目線にあった開示に進んでいく好循環のより良い実務が作られ、ひいては、資本市場の信頼性の維持・向上に繋がっていくことを期待する。監査報告書上の「監査上の主要な検討事項」の報告実務は、監査法人のガバナンス情報の開示と並んで企業における有効なコーポレート・ガバナンスの深化に向けて、情報の側面からの支援を担うことになるであろう。まずは、当事者が一步を踏み出すことから始めて育てていくことが必要かと考える。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的見解であることを申し添える。

以上